

一般社団法人日本脳神経血管内治療学会 名誉会員、特別会員の選出規定

第1条 本細則は、一般社団法人日本脳神経血管内治療学会施行細則第9条の規定に基づき、名誉会員及び特別会員の選出に関して必要な事項を定める。

第2条 名誉会員となることのできる者は、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当する者とする。

1. 会長または名誉会長経験者
2. 本会の役員(理事、監事、各種委員長など)を経験し、本会に貢献した者

第3条 特別会員となることのできる者は、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当する者とする。

1. 著しい学問的業績をあげ、本会に貢献した者
2. 本会の活動に著しい貢献をした者

第4条 理事会は、名誉会員、特別会員を推薦することができる

第5条 選出

1. 理事長は、期日を指定して次の所定の様式(様式4)により、名誉会員、特別会員の推薦を受け付ける。
2. 所定の様式は、推薦書、被推薦者の署名履歴書、その他理事長が指定する書類、とする。
3. 理事長は、理事会の議を経て、総会に名誉会員、特別会員として推薦し、承認を得て授与する。

第6条 名誉会員、特別会員には次の恩典を与える。

1. 総会における称号の授与
2. 定款、施行規則に規定する恩典

第7条 死後の授与については、理事長が理事会に諮り決定する。

第8条 本会名誉会員、特別会員の英文表記は、Honorary Member of the Japanese Society for Neuroendovascular Therapy とする

第9条 本細則の改廃は、理事会の承認を得るものとする

附則 この細則は、2024年3月5日より施行する。